

郵便による請求の方法

新居浜市から転出した後に所得証明が必要になった等で本庁・支所に来られない場合は、郵便で請求することもできます。

本人・同居の親族以外の方が申請する場合には、委任状（代理人選任届）が必要です。毎年、6月1日から前年の所得内容に切り替わります。

（例）令和2年6月での最新の証明は令和2年度課税（令和元年分（平成31年分）所得）証明です。

（同封するもの）

1. 交付申請書

裏面の様式または便せん、レポート用紙等に必要事項を記入したもの。

現住所と送付先が違う場合は、その旨もご記入ください。

2. 返信用封筒（返信先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付）

3. 手数料分の定額郵便小為替（1通につき300円）

※1名1年度で1通の計算になります。

例：1 Aさんが令和2年度・平成31年度・30年度分を交付請求した場合は3通で900円になります。

例：2 Aさんが令和2年度分を2通交付請求した場合は600円になります。

例：3 Aさんが令和2年度分を1通、配偶者のBさんの2年度分を1通交付請求した場合は600円になります。

平成19年10月1日から郵政民営化により定額小為替購入の際の手数料が変更となっていますので購入の際ご注意ください。1枚10円→100円

4. 本人確認書類のコピー（請求する人の確認書類です）

1点でよい本人確認書類（官公署発行の写真付き証明書）

運転免許証・在留カード・無線従事者免許証・旅券・船員手帳・住民基本台帳カード（写真あり）・海技免状・身体障害者手帳（写真あり）・検定合格証（警備員）・小型船舶操縦免許証・猟銃・空気銃所持許可証・電気工事士免状 など

2点以上必要な本人確認書類（下のAから2つ以上、またはA、Bから各1つ以上）

A：官公署の発行した書類で顔写真のないもの

国民健康保険被保険者証・健康保険被保険者証・船員保険被保険者証・介護保険被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・各種年金証明書・恩給証書・住民基本台帳カード（写真なし）など（※健康保険証の場合は、記号番号を隠してコピーをしてください。）

B：官公署以外が発行したもの

社員証・学生証・本人名義の預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・病院の診察券 など

（送り先）

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 市民税課行

〒792-8585 新居浜市役所 市民税課 で送付することができます。